

令和7年 議案第10号

みよし市スポーツ推進計画の策定に係る諮問について

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進計画の策定にあたり、附属機関であるみよし市スポーツ推進審議会から意見を聴取する必要があるため。

第 7 号 教 育 令
令和 7 (2025) 年 4 月 日

みよし市スポーツ推進審議会
委員長 岡 村 誠 様

みよし市教育委員会

みよし市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

みよし市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき、みよし市スポーツ推進計画の策定について、みよし市スポーツ推進審議会の意見を求めます。

みよし市スポーツ推進計画 2026-2030

骨子案

第1章 計画の策定にあたって

- 1 スポーツ推進の意義
- 2 新計画策定の背景と趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 市のスポーツ推進の現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念とビジョン
- 2 施策方針
- 3 主要施策
- 4 施策体系

第4章 施策の展開

- I 地域スポーツ推進の基盤強化
- II 多様な主体におけるスポーツ機会の創出
- III スポーツを通じた地域の活性化

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制と各主体の役割
- 2 計画の進捗管理・見直し

第1章 計画の策定にあたって

1. スポーツ推進の意義

- スポーツは「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化※¹」であり、競技としてのスポーツのみならず、遊びや運動などの身体活動を含む幅広い概念として捉えられます。
- スポーツをすることで楽しさや充足感を感じられるのみならず、心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、自律心その他の精神の涵(かん)養など、人々（各個人）は多様な価値を享受することができます。
- またスポーツには、人々の交流や消費を促進することによって地域コミュニティの形成（再構築）や地域経済の拡大に貢献するなどの社会的な価値をも有しています。
- 本市においては、市民憲章に「しあわせな家庭をつくり、スポーツに親しみ、青少年の伸びるまちにしましょう」を掲げ、スポーツを通じた青少年の健全育成と地域コミュニティの形成を積極的に進めています。
- スポーツの推進によって、スポーツが持つ様々な価値を実現することは、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことを可能にするのみならず、第2次みよし市総合計画において20年後（令和20(2038)年）の目指す将来像として掲げる「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」の実現にも大いに寄与するものです。

《※1 平成23(2011)年7月15日、日本体育協会・日本オリンピック委員会
が公表した「スポーツ宣言日本-21世紀におけるスポーツの使命-」より引用》

2. 新計画策定の背景と趣旨

- 本市では、平成 28(2016)年度に「みよし市スポーツ推進計画（計画期間：H28～R6）」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、「みんなでスポーツ いいじゃんみよし ～スポーツで築く豊かな みよしライフ～」を基本理念として様々なスポーツ推進施策を実施し、一定の成果を上げてきました。
- しかしこの間、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、COVID-19 パンデミック、人口減少・少子高齢化の進行、DX などの急速な技術革新など、我が国のスポーツを取り巻く環境や人々のスポーツライフは大きく変化しました。
- 国は、このような情勢変化に対応しながら、引き続き、国民の豊かなスポーツライフを実現するために、令和 4 (2022)年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」を策定し、「スポーツをつくる、はぐくむ」「あつまり、スポーツをともにやり、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」といった 3 つの新たな視点から重点施策を設定し、取り組みを進めています。
- また、その翌年の令和 5 (2023)年 3 月には、愛知県も「愛知県スポーツ推進計画 2023-2027」を策定し、基本理念である「アジア・アジアパラ競技大会を活かし、すべての人がともにスポーツを楽しみ、スポーツの力で豊かで活力ある愛知の実現」に向けた新たな 5 つの基本施策を打ち出しました。
- 本市においても、三好池が第 20 回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）カヌー・カヤック（スプリント）競技会場に決定^{※2}されたほか、スポーツの担い手の確保や部活動の地域移行など、社会構造の変化に起因する様々なスポーツ課題が顕在化しており、その解決に向けた新たな施策の検討が求められています。
- このような背景を踏まえ、今後、本市において一層スポーツを推進していくための施策の指針として、新たに第 3 期計画となる「みよし市スポーツ推進計画 2026-2030」を策定することとしました。

《※ 2 競技会場決定手続き中》

3. 計画の位置づけ

○ 本計画は、上位計画である「第2次みよし市総合計画 後期基本計画」を推進するためのスポーツ部門の計画であり、本市のスポーツ施策の基本的方向を示したものであるとともに、行政やスポーツ推進団体などのスポーツにかかわる様々な主体の取組の指針となるものです。

○ スポーツ基本法第10条第1項に規定された市のスポーツ推進に関する計画に位置づけられるものであり、国の第3期スポーツ基本計画と愛知県スポーツ推進計画 2023-2027 を参酌して策定されました。

○ 計画の推進にあたっては、「みよし市教育振興基本計画^{※3}」のほか、健康増進や介護福祉、障がい福祉など、本市における様々な分野の計画と連携を図ります。

《※3 令和6・7年度に新たな教育振興基本計画を策定中のため、新計画との整合性を図り、位置づけを記載します。》

4. 計画の期間

○ 本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までのまでの5年間とします。

○ 計画期間と内容については、スポーツ情勢の変化への対応など、必要に応じて見直しを行います。

第2章 本市のスポーツ推進の現状と課題

- 令和6(2024)年度に実施したスポーツ活動に関するアンケート調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は44.6%と、第2期計画の策定時に実施した平成27(2015)年度の調査時と比較して、ほぼ同等値となっています。令和5(2023)年度は48.3%、令和6(2024)年度は44.6%と新型コロナウイルス感染症の拡大で停滞していたスポーツ実施率が上昇傾向にありましたが、現状値では減少に転じ、目標値の65.0%には達していないことから、引き続き目標達成に向けたスポーツ推進の取組みが求められます。
- また、未成年の週1回以上のスポーツ実施率は74.2%と、第2期計画の策定時と比較して4.5%増加しており、令和5(2023)年度には目標値である75.0%に達しましたが、こどもの体力低下が危惧される中、小学校の課外活動の廃止や中学校運動部活動の地域移行により、地域においてスポーツを支える持続可能な体制づくりが必要となります。
- 同調査では、スポーツを行わなかった理由として「仕事、家事が忙しい」との理由が最も多く、次いで「機会がなかった」となり、多様化するライフスタイルに応じて、スポーツを身近な場所で実施できる環境が求められています。
- また、健康寿命が延びる中、高齢者のスポーツ推進は、介護予防のほか、生きがいつくりや地域との連帯感の醸成など、まちを元気にする効果が期待できます。
- このように本市が抱えるスポーツ課題が高度化・複雑化する中、スポーツ推進を実現していくためには、行政のみならず、市民やスポーツ推進団体などの様々な主体が連携・協働し、新たな視点で市民がスポーツに親しむ機会を創出するとともに、本市のスポーツ資源を活用した魅力あるまちづくりを進めていくことが求められます。

《※本ページの現状と課題は、令和7年度調査を踏まえ修正します。》

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念とビジョン

- 第2期計画では、「みんなでスポーツいいじゃんみよし～スポーツで築く豊かなみよしライフ～」を基本理念として掲げ、その実現のために「行うスポーツの推進」「観るスポーツの推進」「支えるスポーツの推進」「スポーツ環境の整備」「スポーツの交流と連携」といった5つの基本目標を設定し、取り組みを進めてきました。
- 本計画においては、第2期計画の基本理念を引き継ぐとともに、基本理念を具現化した本市のビジョン（めざす姿）として次の4つを設定しました。
 - ① 市民をはじめ多様な主体（団体・クラブ等）が連携・協働して、スポーツをする・みる・ささえる機会を創出することで、誰もがスポーツを楽しむことができるまち
 - ② スポーツを通して、みんなが健康で生き生きと暮らせるまち
 - ③ スポーツを通して、人と人、地域と地域がつながり、にぎわうまち
 - ④ 身近なスポーツ選手やチームを応援し、夢や感動をみんなで分かち合えるまち

2. 施策方針

- 本計画では、理念およびビジョンの実現に向けて、次の3つの施策方針と数値目標を設定し、当該方針に基づいて各種施策に取り組んでいきます。

I. 地域スポーツ推進の基盤強化

- スポーツ活動の場であるスポーツ施設の整備・充実を図るとともに、スポーツにかかわる多様な個人や組織が連携・協働する仕組みを構築し、スポーツ推進事業を実施するための基盤を強化します。

◇数値目標：※検討

Ⅱ. 多様な主体におけるスポーツ機会の創出

- 年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、各主体が自らの体力・技術レベルや志向に応じてスポーツに親しむことができる機会を創出します。

◇数値目標：市民（こども・成人）の週1回以上のスポーツ実施率

	現状値（R6）※4	目標値（R12）
週1回以上のスポーツ実施率	こども：74.2% 成人：44.6%	こども：80.0% 成人：70.0%

《※4 現状値は、令和7年度調査を踏まえ修正します。》

Ⅲ. スポーツを通じた地域の活性化

- 本市が持つ魅力的なスポーツ資源を活用することで、スポーツを通じた交流人口の拡大を促進し、地域の活性化（にぎわいの創出）に貢献します。

数値目標：※検討

3. 主要施策

施策方針ごとに以下のような主要施策を設定し、各主要施策に沿った具現的な取組（事務・事業）を進めていきます。

施策方針	主要施策
Ⅰ．地域スポーツ推進の基盤強化	1. スポーツ人材の育成・活用
	2. 総合型地域スポーツクラブの支援
	3. 地域スポーツ関係者の連携・協働体制の構築
	4. スポーツ環境の整備・充実
	5. スポーツ情報の収集・発信
Ⅱ．多様な主体におけるスポーツ機会の創出	1. 誰もが参加しやすいスポーツイベントの開催
	2. こどものスポーツ機会の充実
	3. 成人・高齢者のスポーツ機会の充実
	4. 障がい者のスポーツ機会の充実
	5. 競技力向上を目指す取組の推進
Ⅲ．スポーツを通じた地域の活性化	1. 地域がつながるスポーツ活動の支援
	2. 友好都市とのスポーツ交流
	3. ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦、連携事業の実施
	4. 大規模大会の開催支援

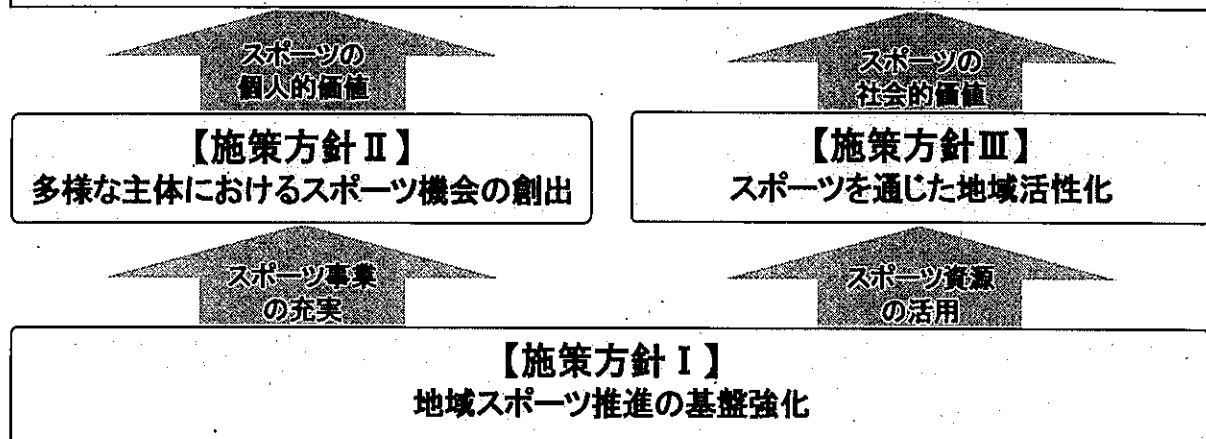
4. 施策体系

【基本理念】

みんなでスポーツいいじゃんみよし～スポーツで築く豊かなみよしライフ～

【ビジョン】

- ①市民をはじめ多様な主体(団体・クラブ等)が連携・協働して、スポーツをする・みる・ささえる機会を創出することで、誰もがスポーツを楽しむことができるまち
- ②スポーツを通じてみんなが健康で生き生きと暮らせるまち
- ③スポーツを通じて、人と人、地域と地域がつながり、にぎわうまち
- ④身近なスポーツチームや選手を応援し、夢や感動をみんなで分かち合えるまち



第4章 施策の展開

I. 地域スポーツ推進の基盤強化

1 スポーツ人材の育成・活用

(1) 指導者、審判員の養成・資質向上

スポーツを始める人が安全にスポーツを行えるよう、また、スポーツ実施者が自身のレベルに応じて適切な指導を受け競技力を高めることができるよう、競技団体におけるスポーツ指導者や審判員の養成、資質向上を目指す講習会を支援します。

(2) ボランティアの育成・活動支援

スポーツイベントボランティアの登録者数を増やし、スポーツを支える体制を強化するとともに、スポーツに対して多様な関わり方ができるよう、ボランティアの活躍の場を創出します。

事例：みよし市スポーツ協会 指導者講習会

※文章

写真

2 総合型地域スポーツクラブの支援

(1) 総合型地域スポーツクラブの加入促進

地域に根差した持続可能なクラブ運営を支援するため、クラブの活動紹介やイベント情報などの発信により、クラブの加入促進を図ります。

(2) スポーツ教室の開催、健康づくりプログラムの創出支援・連携

様々な主体と連携し、地域の特性・ニーズに応じた教室、健康づくりプログラムの創出や小学校課外活動、中学校運動部活動の地域移行に伴う、こどもが地域で継続してスポーツが行える機会の創出など、クラブが地域活動の拠点となる活動を支援します。

事例：(一社) 三好さんさんスポーツクラブ 教室開催

※文章

写真

3 スポーツ関係者の連携・協働体制の構築

中学校運動部活動の地域移行などの地域スポーツ課題の解決に向けた対話・検討の場を設け、スポーツ推進団体をはじめとする関係者間の連携・協働を促進します。

4 スポーツ環境の整備・充実

(1) スポーツ施設の計画的な整備

市民のスポーツ活動を支えるスポーツ施設等を計画的に整備します。

(2) 学校体育施設のスポーツ開放の充実

地域スポーツ活動の拠点施設である小・中学校施設の積極的な利活用を図り、身近で気軽にスポーツを行うことができる場を提供します

(3) スポーツ施設・設備の維持管理と利便性の向上

市民（利用者）の視点に立ったスポーツ施設の維持・管理を行うことで、スポーツ施設の利活用の促進を図ります。

事例：学校開放団体の活動

※文章

写真

5 スポーツ情報の収集・発信

(1) スポーツ活動に関するアンケート調査の実施・結果の活用

市民のスポーツ実施率やスポーツに関する現状、ニーズの把握を定期的に行い、生涯スポーツを推進する施策の基礎資料とします。

(2) スポーツ情報の発信

広報みよしやホームページ、公式 SNS など、さまざまな情報発信ツールを活用し、スポーツ情報を積極的に発信します。

II. 多様な主体におけるスポーツ機会の創出

1 誰もが参加しやすいスポーツイベントの開催

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが自らの体力・技術レベルや志向に応じて気軽にスポーツに親しむことができるスポーツイベントを開催します。

事例：みよしスポーツ祭	
※文章	写真

2 こどものスポーツ機会の充実

(1) わくわくたいけんルームにおけるスポーツ機会の創出

小学校の課外活動（クラブ活動）の地域移行に伴い、小学生が地域で継続してスポーツが行える機会を創出するため、放課後こども教室で開催するわくわくたいけんルームでスポーツプログラムを実施します。

(2) スポーツ教室の開催支援・連携

こどもの発育発達に応じて、身近な場所でスポーツに親しむことができる教室の開催を支援します。

(3) スポーツ少年団の活動支援

スポーツに興味・関心を持ったこどもが、地域の人々とつながり、適切な指導・助言を受けながら継続的にスポーツが行える機会提供するため、スポーツ少年団への加入促進や活動を支援します。

事例：わくわくたいけんルーム（スポーツ推進委員活動）	
※文章	写真

3 成人・高齢者のスポーツ機会の充実

(1) スポーツ教室の開催、健康づくりプログラムの創出支援・連携

ライフステージ・スタイルに応じて、身近な場所でスポーツに親しむことができる教室の開催を支援します。

(2) 健康増進に関連した活動の支援・連携

健康や体力づくりの視点から体を動かす大切さを啓発するとともに、スポーツを通じて集いの場の創出や健康増進に有効な教室、イベントの開催を支援します。

事例：ヘルスパートナーの活動（ウォーキング、棒体操など）

※文章

写真

4 障がい者のスポーツ機会の充実

(1) 特別支援学校との連携

障がい者のスポーツ参画を促進するため、特別支援学校と連携し、個性に応じて楽しめるレクリエーションスポーツの普及・啓発活動を行います。

(2) 福祉教育プログラムの実践連携

社会福祉協議会が実施する福祉教育プログラムの啓発・実践を通して、市民が助け合いのこころを身につけるとともに、こどもがパラアスリートと交流する機会を創出することにより、パラスポーツへの関心の向上やパラスポーツを始めるきっかけとなる機会を提供します。

事例：※検討

※文章

写真

5 競技力向上を目指す取組の推進

(1) 選手の発掘・育成・強化

みよし市スポーツ協会や(一社)みよし市カヌー協会などの競技団体における選手の発掘・育成・強化の取組みを支援します。

(2) 指導者、審判員の養成・資質向上

競技力を高めるため、競技団体におけるスポーツ指導者や審判員の養成や資質向上を目指す講習会を支援します。

(3) 激励事業（激励会の開催・激励金の交付、市民への啓発）の実施

全国大会や世界大会、オリンピックなどに出場する選手、チームに対して激励会の開催や激励金を交付し、競技者の活動を奨励します。また、本市にゆかりのある選手を市全体で応援する機運を高め、市民のスポーツへの関心の向上を促進します。

事例：激励会の開催、市民への周知（応援ポスター・スタンドの設置など）

※文章

写真

Ⅲ. スポーツを通じた地域の活性化

1 地域がつながるスポーツ活動の支援

(1) 地域交流を図るスポーツイベントの開催

スポーツ推進団体や地区スポーツ委員との連携により、行政区が参加しやすいスポーツイベントを開催します。

(2) 地域におけるスポーツ活動の支援

地域の要望に応じて、地区体力づくり事業や区民が集うスポーツイベントの企画・運営の支援を行います。また、備品の貸し出しを行います。

事例：新春みよし市マラソン駅伝大会

※文章

写真

2 友好都市とのスポーツ交流

(1) 北海道士別市とのスポーツ交流

小学生のスポーツ交流事業を通して、地域間交流を行います。

(2) 長野県木曽町とのスポーツ事業の連携

地域の特性を活かしたスポーツ事業を通して、地域間交流を行います。

事例：士別市との小学生スポーツ交流事業（サッカー、野球、バスケットボール）

※文章

写真

3 ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦、連携事業の実施

(1) ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦、交流機会の創出

ホームタウンパートナーチームを応援・観戦する機会や選手と直接触れ合い、交流する場を提供することを通して、市民がスポーツでつながり、夢と感動を共有する機会を創出します。

(2) スポーツ教室の開催支援・連携

トップチームと連携し、市民にスポーツの楽しさを体感できる場や競技力向上を目的とした教室を開催します。

事例：親子観戦事業

※文章

写真

4 大規模大会の開催支援

(1) 第20回アジア競技大会（カヌー・カヤック（スプリント））競技の開催支援

国際的なスポーツ大会が身近な会場で開催されることにより、大会を機に市民がスポーツを「みる」「ささえる」視点から、多様な関わり方ができる機会を創出します。また、国内外に本市の魅力を発信し、まちの活性化を図ります。

(2) 令和10(2028)年度全国高等学校総合体育大会カヌースプリント競技の開催支援

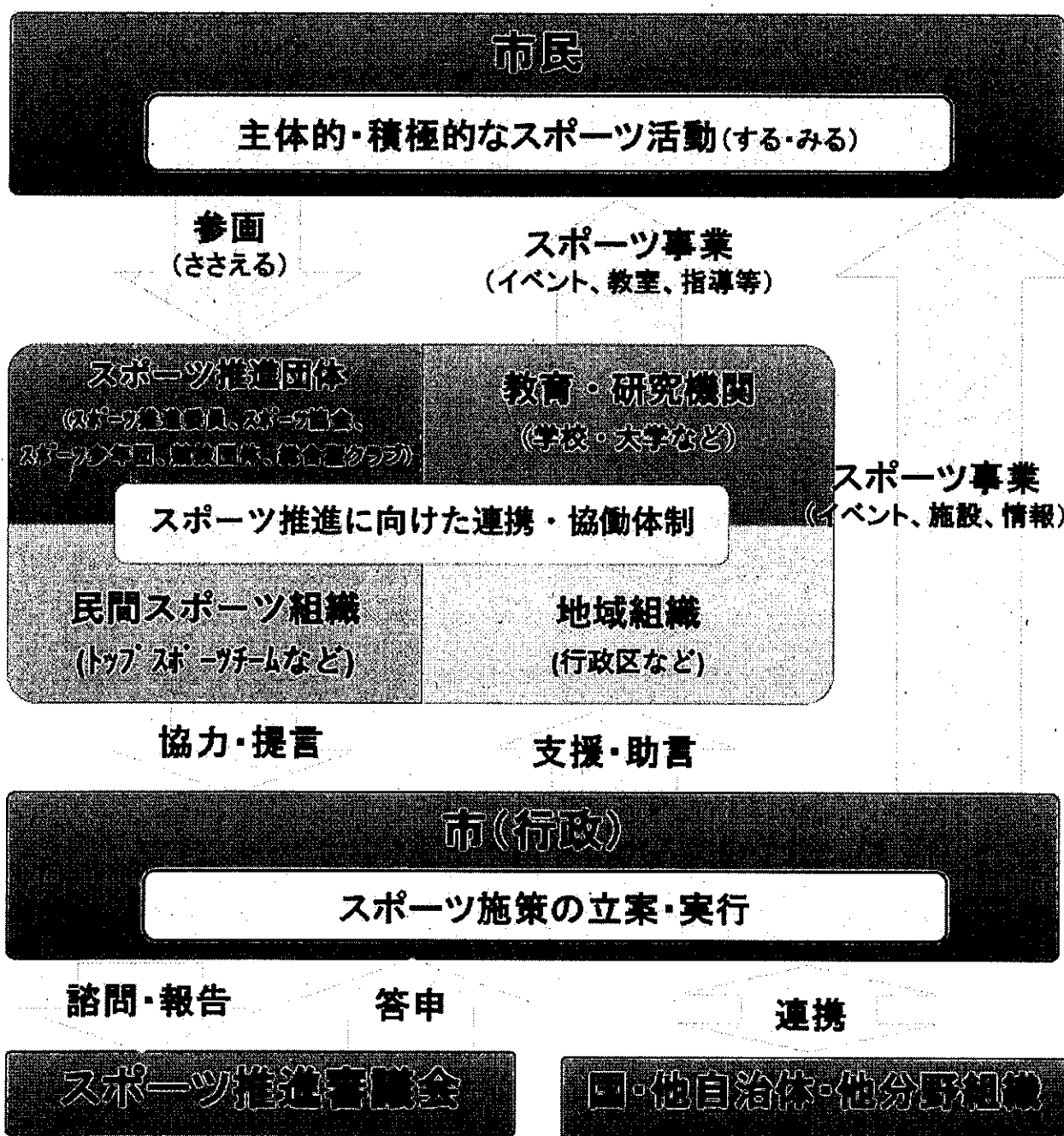
全国大会が身近な会場で開催されることにより、大会を機に市民がスポーツを「みる」「ささえる」視点から、多様な関わり方ができる機会を創出します。また、関係団体と連携し、カヌー競技者が競技力の向上を目指す活動を支援します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制と各主体の役割

- 計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民やスポーツ推進団体、地域組織、教育・研究機関、企業、他分野団体など、本市のスポーツに関わる多様な主体（個人・組織）が主体的に連携・協働するとともに、それぞれが自らの役割を果たしていくことが求められます。

【計画の推進に向けた主体間の連携・協働体制のイメージ】



【各主体の主な役割】

主体	主な役割等
市民	「する・みる・ささえる」スポーツ活動への主体的・積極的な参画
市（行政）	スポーツ施策の立案・実行 スポーツ事業の企画・運営 市民やスポーツ推進団体等の支援・助言
スポーツ推進団体	
スポーツ推進委員	スポーツ事業の企画・運営 市民の身近なスポーツ活動機会の提供
みよし市スポーツ協会、 スポーツ少年団	加盟団体（競技団体）の統括・支援 スポーツ全般の普及・振興や競技力向上
各種競技団体	各競技種目の普及・振興や競技力向上
総合型地域スポーツクラブ	スポーツ事業の企画・運営 スポーツを通じた交流促進
民間スポーツ組織	スポーツ資源（指導者・ノウハウ・施設等）の提供
地域組織	スポーツを通じた交流促進
教育・研究機関	
幼・保・小・中・高等学校	こどもの体力向上 学校体育施設開放によるスポーツ活動の場の提供
大学	高度・専門的な資源の提供 スポーツ事業の企画・運営
スポーツ推進審議会	スポーツ推進に関する重要事項の審議
他分野組織	各分野の活動におけるスポーツの活用 各分野の専門的な資源の提供

2 計画の進捗管理・見直し

- 毎年、本市の附属機関であるみよし市スポーツ推進審議会を開催し、計画の進捗状況の評価・助言を行うとともに、必要に応じて計画内容を修正・変更（見直し）します。